



# 島根県報

平成17年11月29日 (火)  
第 1,731 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

告 示	
不当景品類及び不当表示防止法第 9 条第 2 項の規定による身分証明書の様式	(環境生活総務課) 1
土地改良区の役員の退任	(農村整備課) 3
土地改良区の定款変更の認可	( " ) 3
換地計画書の縦覧 ( 2 件 )	( " ) 3
県営土地改良事業の工事の完了	( " ) 4
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環境生活総務課) 4
特定調達公告	
空港用6,000立級大型化学消防車調達に係る一般競争入札の落札者等	(港湾空港課) 5

## 告 示

### 島根県告示第1,222号

不当景品類及び不当表示防止法 (昭和37年法律第134号) 第 9 条第 2 項の規定による身分証明書の様式を次のように定め、平成18年 1 月 4 日から施行する。

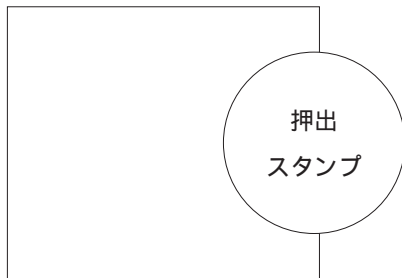
不当景品類及び不当表示防止法第 9 条の 4 第 2 項の規定による身分証明書の様式 (平成12年島根県告示第266号) は、廃止する。

平成17年11月29日

島根県知事 澄 田 信 義

(表面)

身 分 証 明 書



番 号 第 号  
 発行日 年 月 日  
 所 属  
 職 名  
 氏 名

上記の者は、不当景品類及び不当表示防止法第9条第1項の規定により、立入検査又は質問をする職員であることを証明する。

島根県知事



(裏面)

不当景品類及び不当表示防止法抜すい

(報告の徴収及び立入検査等)

第9条 都道府県知事は、第7条の規定による指示又は前条第1項の規定による請求を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し景品類若しくは表示に関する報告をさせ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第16条 第9条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は50万円以下の罰金に処する。

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第15条又は第16条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

備考 身分証明書の大きさは縦6センチメートル、横8.5センチメートルとし、はり付ける写真の大きさは縦3センチメートル、横3センチメートルとする。

## 島根県告示第1,223号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年11月29日

島根県知事 澄 田 信 義

## 大田市三瓶土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事

原田 進 大田市三瓶町池田1995番地

大谷 義富 大田市三瓶町池田747番地

## 島根県告示第1,224号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、斐川町土地改良区の定款変更を平成17年11月18日付けで認可した。

平成17年11月29日

島根県知事 澄 田 信 義

## 島根県告示第1,225号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う鹿足（柿木）地区中原工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成17年11月29日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

## 2 縦覧の期間

平成17年11月29日から21日間

## 3 縦覧の場所

吉賀町役場

## 島根県告示第1,226号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う鹿足（柿木）地区椋谷工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成17年11月29日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書
- 2 縦覧の期間  
平成17年11月29日から21日間
- 3 縦覧の場所  
吉賀町役場

島根県告示第1,227号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成17年11月29日

島根県知事 澄田信義

事業名	完了年月日
隠岐島前（海士）地区（保々見工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成17年9月29日
隠岐島前（海士）地区（吉津工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成17年9月29日
隠岐島前（海士）地区（北分工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成17年9月29日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年11月29日

島根県知事 澄田信義

- 1 申請のあった年月日  
平成17年11月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 出雲ゆうプラザ21
- 3 代表者の氏名  
奥井達雄
- 4 主たる事務所の所在地  
出雲市西新町一丁目2547番2号
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、出雲ゆうプラザを拠点とし、温水利用を主とした健康づくり、親子の触れ合い、子どもの健全育成、スポーツ振興の促進等に関する事業を行い、温水を通じた交流、健康増進に寄与することを目的とする。
- 6 縦覧に供する書類  
定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書
- 7 縦覧期間  
申請書を受理した日から2月間
- 8 縦覧場所  
県政情報センター（県庁南庁舎1階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成17年11月29日

島根県知事 澄 田 信 義

1 物品等の名称及び数量

空港用6,000立級大型化学消防車 1台

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県土木部港湾空港課

島根県松江市殿町8番地

3 落札者を決定した日

平成17年10月20日

4 落札者の氏名及び住所

帝国繊維株式会社

東京都中央区日本橋二丁目5-13

5 落札金額

150,150,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成17年9月2日

